



『社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会』が開催される  
～社会福祉充実残額の算定式等が検討課題に～

◆本年3月31日の社会福祉法改正案可決を受け、4月1日より新社会福祉法が施行されていますが、会計監査人の設置ルールや社会福祉充実残額を算出するための控除対象財産に関する検討を行うための「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」が、4月26日に開催されました。第2回は5月17日に開催される予定とされており、今後の議論の行方が注目されます。

この検討会は、社会福祉法等の一部を改正する法律の成立にともなって再開された社会保障審議会福祉部会において今後検討される予定の、評議員設置人員数の特例対象となる小規模法人の範囲や、会計監査人の設置義務対象法人の範囲、控除対象財産の考え方などの論点のうち、専門的・技術的な検討を要すると考えられる、会計監査関係や控除対象財産関係等の検討項目について検討を行うために設置されました。今後は、7月下旬にかけて4回程度開催される予定です。(参考：厚労省HP)

「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」  
における検討課題

- (1) 会計監査等に係る次の事項
- ① 会計監査人候補者の選び方
  - ② 会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)
  - ③ 会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)
  - ④ 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法
- (2) 控除対象財産に係る次の事項
- ① 控除対象財産の算定ルール
  - ② 控除対象財産の算定に用いる各種係数の設定の考え方

※上記のほか、必要に応じて専門的見地から検討が必要な項目を検討することとされています。

熊本地震に対する社福からの義援金  
～厚労省老健局が通知発出～

◆4月18日、厚労省老健局は、熊本地震及びそれに伴う災害について社福から義援金を支出する場合の特例に関する通知を発出しました。

通常は社福から他の法人に寄付したり、また法人外へ資金を流出させることは、貸付も含めて禁じられていますが、東日本大震災の際の取扱いに倣い、一定の要件を満たすことを条件として、社福からの義援金の拠出を認めることとしたものです。

なお、資産変更登記などの登記手続きの猶予に係るお知らせも行われていますので、該当の地域ではご確認ください。

義援金支出に係る一定の要件は下記の通りです。

＜社福が義援金を支出するための要件＞

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

有料老人ホームを対象とした指導状況等の  
フォローアップ調査  
～第7回目の結果公表～

◆厚労省は「平成27年度有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査(第7回)」を実施し、調査結果を公表しました。また同日「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」(老高発0422第1号)を発出しました。

この調査は、老人福祉法において施設名称や管理者などを届け出を義務付けられている有料老人ホームに該当しながら、届出が行われていない施設(未届有料老人ホーム)についてまとめたものです。平成27年6月30日時点で届出された有料老人ホームの数は10,627件、未届の有料老人ホームの数は1,017件でしたが、平成28年1月31日時点で、新たに633件の未届の有料老人ホームが確認されています。

また、前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホームのうち、前払金を徴収している有料老人ホームの数は1,284件、このうち保全措置を講じていない有料老人ホームの数は77件でした。

厚労省では、今年度も6月30日時点の状況について、調査を実施する予定としています。(参考：厚労省HP)

	第1回	第3回	第5回	第7回
届出数	7,864	6,726	8,916	10,627
未届出数	389	259	911	1,017
未届率	7.4%	3.7%	9.3%	8.7%

「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」  
(老高発0422第1号)の要点

- ① 今回報告された未届の有料老人ホームについて速やかに実態把握を行い、有料老人ホームに該当する場合には早急に届出を行うよう指導し、入居者の処遇等に関する適切な指導監督を徹底する
- ② 関係部局や市区町村と引き続き連携を図り、有料老人ホーム指導指針の適切な運用を図り、届出促進に向けた取組みを強化する
- ③ 前払金の保全措置が義務付けられているにも関わらず、保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対し、改善に向けて重点的に指導・監督を行う